

(別添 1)

介護支援専門員実務研修実施要綱

1. 目的

介護支援専門員として必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2. 対象者

法第 69 条の 2 に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とする。

3. 実施方法及び研修課程

(1) 基本的な考え方

介護支援専門員は、法第 7 条第 5 項において、「要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第 69 条の 7 第 1 項の介護支援専門員証の交付を受けたもの」とされ、その養成課程である介護支援専門員実務研修は、施行規則第 113 条の 4 第 1 項において、「介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的とし」、同条第 2 項において、「居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容」とすると定められているところである。

したがって、介護支援専門員実務研修の内容は、利用者の自立支援を図るために、アセスメントの重要性を認識し、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の作成、サービスの利用、モニタリングの実施等のいわゆる「ケアマネジメント」の過程に沿った各段階で必要な視点や手法を修得できるものでなければならない。

(2) 研修課程等

介護支援専門員実務研修で行うべき課程については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 218 号)の一により、規定されているところであるが、ケアマネジメントの過程に沿った具体的な研修の実施の考え方、各課程ごとの目的、内容等については以下のとおりであり、合計 44 時間以上とする。

課 程	内 容	時間数
【前期第1日目】		
開講	-	
介護保険制度の理念と介護支援専門員	介護保険制度の基本理念を理解し、利用者の自立支援を図るために必要な介護支援専門員の機能や役割を認識させる。居宅サービス計画等の作成、保険給付、給付管理等の関係性についての基本的な理解を図るための講義を行う。	講義 2 時間
介護支援サービス(ケアマネジメント)の基本	介護支援サービスの意義と目的、介護支援サービスにおけるチームケア、プロセスについての講義を行う。居宅介護支援と施設サービス計画の双方についてケアマネジメントの対象であることを踏まえて、利用者の権利擁護の視点に立った介護支援専門員の倫理と基本姿勢、身体拘束廃止の意義等についての講義を行う。	講義 2 時間
要介護認定等の基礎	要介護認定等に係る認定調査や要介護認定等基準の基本的な視点と概要を理解し、利用者の状態がどのように要介護度等に反映されるかについての講義を行う。主治医意見書の記載内容を理解する。また、要介護認定等に係る認定調査とアセスメントの関連等についての講義を行う。	講義 2 時間
【前期第2日目】 介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術 ・受付及び相談と契約	介護サービスの利用を希望して介護支援専門員に相談する利用者だけでなく、介護支援サービス、各種介護サービスを必要とする利用者の発見とそれらの者を介護支援サービスに結びつけることが必要であることについての講義を行う。また、契約は重要事項の説明を経た法律行為であり、利用者が主体者であることを保障するために苦情申し立てや権利擁護が制度化され、利用者が主体者であることを認識し、利用者の自立を支援する視点の必要性についての講義を行う。	講義 1 時間
・アセスメント、ニーズの把握の方法	アセスメントにより解決すべき生活全般の課題が明らかになることを理解し、的確な情報の把握と分析の必要性についての講義を行う。情報の収集に当たり、利用者の希望や要望の背景を把握し、理解することの必要性及び利用者の生活の現況から生活機能（WHO国際生活機能分類 による）とその背景を把握し、理解する視点の必要性を認識する。また、収集された情報からアセスメントにより解決すべき課題を明らかにしていく方法と技術について演習をとおして理解する。双方向のコミュニケーションが重要であり、アセスメントは介護支援専門員と利用者の協働作業であることに留意する。	講義 2 時間 演習 4 時間
【前期第3日目】		
・居宅サービス計画等の作成	アセスメントから明らかになった生活の目標と課題について、自立支援の理念を具現化し、利用者の生活の目標を実現するための居宅サービス計画等の原案作成の演習等をとおして理解をすすめる。生活の目標を実現するためのサービス資源の活用方法、予測される生活の状況、課題解決の視点と方法、具体化するための技術等についての講義及び演習を行う。また、サービスの実施状	講義 2 時間 演習 4 時間

	況の確認方法等についての知識を得る。利用者ならびにサービス事業者に交付することに留意し、利用者が理解できる表現を心がけると同時にケアプランに組み込んだ個別サービス計画であることを理解する。作成した計画は原案であり、確定するにはサービス担当者会議を経る必要があることを強調する。	
・実習初エージョン		講義 1 時間
介護支援サービス(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習	これまでの講義や演習をもとに、実習の目的とねらいについて理解した上で、各自一事例を選定して認定調査、社会資源調査、アセスメント及び居宅サービス計画等作成の実習を行う。	
【後期第 1 日目】		
・アセスメント、居宅サービス計画等作成演習	実習をとおして各自が行った事例のアセスメントと作成した居宅サービス計画等をもとに、主訴の把握、生活機能とその背景の把握、利用者の状況等の事例検討等を行うことにより、アセスメント等の理解を深め、生活の目標に向けたサービス及び社会資源の活用と調整を理解するための演習を行う。また、各自が実習を振り返り、介護支援専門員の機能と役割を実践する上で必要な知識と技能について、今後の学習課題の理解をすすめる。なお、当該演習には、演習を実施する際の意義や、まとめに係る講義も含むものとする。	演習 6 時間
・モニタリングの方法	アセスメントにより明らかになった解決すべき課題について事後的・客観的評価を行うことにより、総合的な援助の方針及び目標設定の整合性を確認し、居宅サービス計画等の再作成を行う方法と技術についての講義を行う。経過記録とモニタリングの違いを理解し、記録のポイントについて、事例を踏まえて講義する。	講義 2 時間
【後期第 2 日目】		
地域包括支援センターの概要	地域包括支援センターの役割と介護支援専門員が受ける日常的な支援内容、センターへの情報提供や連携の必要性等について講義を行う。	講義 2 時間
介護予防支援(ケアマネジメント)	予防給付においては、利用者の生活状況を適切に把握し、それに基づき生活機能の改善可能性の評価を行い、利用者が意欲を持って必要な支援を活用しながら自立した生活を送れるようなケアマネジメントを行うことが求められている。このようなケアマネジメントを行うための基本的な考え方、プロセスについて理解する。また、各種予防給付のサービス内容等を理解するとともに、実際にケアマネジメントを行うための手法について講義を行い、介護予防サービス計画の原案作成の演習等をおして理解をすすめる。	講義 3 時間 演習 4 時間
【後期第 3 日目】		
介護支援サービス(ケアマネジメント)の展開技術	利用者の権利擁護の視点に立ち、自立支援を図る上で必要なアセスメントを行うための相談面接技術の修得についての講義を行	講義 3 時間

・相談面接技術の理解	う。なお、必要に応じて演習を実施してもよい。	
・チームアプローチ演習	ロールプレイ等の演習をととして、それぞれのサービス提供者等専門職チームによる相互理解を図ることの重要性やアセスメントにより明らかにされた内容を共有し、アセスメントの客観性を担保することの重要性について理解するための演習を行う。 また、利用者の自己決定と自立支援に不可欠な適正な利用者の同意の取得のプロセスと手法等をロールプレイ等の演習をととして理解する。	演習 3 時間
意見交換、講評	実習後のアセスメント及び居宅サービス計画等作成演習において、グループ又は全体で意見交換を行い、専門的助言を含めて今後の学習課題を理解するための講評を行う。	1 時間
閉講		

4. 研修実施上の留意点

(1) 研修実施方法

ア. 研修の全体構成

「介護保険制度の理念と介護支援専門員」、「介護支援サービス（ケアマネジメント）の基本」、「要介護認定等の基礎」及び「地域包括支援センターの概要」については多人数による大規模研修で差し支えないこととし、「介護支援サービス（ケアマネジメント）の基礎技術」、「介護支援サービス（ケアマネジメント）の展開技術」、「介護予防支援（ケアマネジメント）」、「意見交換」及び「講評」については小規模研修によることとする。

特に、「介護支援サービス（ケアマネジメント）の基礎技術」及び「介護支援サービス（ケアマネジメント）の展開技術」については、一班八人以下の班編成により実施する。

なお、班編成を行う際には、保健、医療、福祉の各職種の均衡に配慮すること。

また、一回（講師三人が一つのチームとして当該研修を担当することを想定）の研修においては一二班程度以下を適正規模とする。

イ. 実習における安全の確保等

認定調査の試行、社会資源調査、アセスメント及び居宅サービス計画等作成の試行等の「介護支援サービス（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習」においては、事前に実習に係る対象者等の同意を得るとともに、特に対象者の安全の確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう受講者に周知徹底するものとする。

(2) 講師

ア. 「介護保険制度の理念と介護支援専門員」、「介護支援サービス（ケアマネジメント）の基本」、「要介護認定等の基礎」及び「地域包括支援センターの概要」の講師については、介護保険制度における介護支援専門員の役割について相当の知見を有する者又は都道府県職員を充てることとする。

イ. 「介護支援サービス（ケアマネジメント）の基礎技術」及び「介護支援サービス（ケアマネジメント）の展開技術」の講師については、原則として「介護支援専門員養成研修事業の実施について」（平成十一年四月二日老発第三一六号厚生省老人

保健福祉局長通知。以下「旧養成研修事業通知」という。)の別添4「介護支援専門員指導者研修事業実施要綱」に基づく研修を平成15年度以降に修了した者(以下「介護支援専門員指導者」という。)を充てることとする。

また、受講者数その他の状況により、介護支援専門員指導者が必要数を確保できない場合には、当分の間、これと同等の知識を有すると認められる者を以下～の中から各都道府県において選定することができる。

平成十四年度以前に旧養成研修事業通知の別添4「介護支援専門員指導者研修事業実施要綱」に基づく研修を修了した者

別添5「主任介護支援専門員研修実施要綱」に基づく主任介護支援専門員研修を修了した者

「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成十四年四月二十四日老発第〇四二四〇〇三号厚生労働省老健局長通知)の別添3「ケアマネジメントリーダー養成研修事業実施要綱」に基づく研修を修了した者
学識経験者その他都道府県が適切と認める者

ウ。「介護予防支援」については、介護予防支援に関する研修を修了するなど介護予防支援について相当の知見を有する者を充てることとする。

(3) その他留意点

ア。「介護保険制度の理念と介護支援専門員」及び「介護支援サービス(ケアマネジメント)の基本」においては、介護支援専門員の基本姿勢として自立支援、利用者本位、人権の尊重についての理解を深めることについても配慮すること。

イ．実務研修修了者とは、実務研修の全課程を受講した受講者とする。

なお、受講者がやむを得ない事情により、実務研修の一部を受講できなかった場合には、別途実施する実務研修の際に当該未受講の課程を受講することとして差し支えない。

ウ．実務研修の研修受講地については、当該試験受験地の都道府県であるが、当該試験合格後の勤務地等の異動に伴い、必ずしも試験受験地と研修受講地を同一とする考え方では合理的でない場合が想定される。このような場合には、当該受講者から試験受験地の都道府県宛て「研修受講地変更願」を提出させ、やむを得ないと認められるときは、希望する研修受講地の都道府県と連携の上、受講者の便宜を図るものとする。

なお、この取扱いは一つの研修を異なる都道府県に分割して行い得るものではない。